

ヨーロッパ化する党派政治空間

——「第三の道」の欧州テスト——

小川有美

概要

EU 研究では脱国民国家化と国益のいずれを強調するにせよ、領域的な関心が中心となってきたのであるが、近年「党派政治アプローチ (partisan approach)」が現れている。公共空間がヨーロッパ化した状況では、党派政治もまた国内政治から欧州委員会、欧州議会、脱国家利益団体、社会運動等、多次元にわたる。従来政府間関係ととらえられてきた政治指導者関係の中にも、党派政治の発展形態を見出すことができる。そのような例として、ブレアの「第三の道」が同盟をつくり出し、欧州の社会民主主義勢力を再編しようとした戦略がある。だがそれは必ずしも欧州社民・労働勢力の間にコンセンサスを構築できず、むしろブレアは、限りなく「右派」に近い政治家という批判も受けることになった。このような限界は、欧州政治指導者空間における党派政治の発展可能性を直ちに否定するものではなく、党派政治の前提となる現実認識と選択肢の「言説」の未整合を指摘できる。

キーワード

党派政治アプローチ、欧州政治指導者、第三の道、トニー・ブレア、言説構成分析

I. EU 空間への党派政治アプローチ

欧州統合については、超国家機関・国民国家・^{サブナショナル}下位地域といった諸レベルの単位の関係がどう決着されるべきか、という領域的問題関心が支配的であった。統合理論では国民国家を超える政治体 (polity) の創出を見ようとするアプローチと国際関係ゲームとして見ようとするアプローチが対立し、統合にかかわるアクター・制度もより欧州連邦主義的な立場とよりナショナルな立場のいずれかをとるものとして見られてきた (欧州委員会対閣僚理事会、「中核」諸国対イギリス、デンマーク等々)。だが今日では、国家的なアクタ

一と超/脱国家的なアクターの区別をすることの意味がないほど統合が複雑化し制度化されているという認識——「前代未聞」*sui generis*の公共空間——が進んできた。そのような中で、コンティンジェンシーを重視する（歴史的）制度論やネットワーク論による観察が増大してきているのは当然である。

しかしそこには政治学的な問題が残っている。国民国家の民主的政治体は、左-右対立のような党派対立を構造軸として革新と統合を繰り返し、存続してきた。だがそのような党派政治空間がEUヨーロッパ・レベルで存在するかどうかは自明ではない。近年アメリカをはじめとするEU研究では、新機能主義/政府間主義（の止揚）をめぐる論争とは別次元のアプローチとして、党派政治を問題とするアプローチ（*partisan approach*）が提案されている（McNamara et al. 1998）。

党派政治がヨーロッパ・レベルでも存在するという視点に立てば、これまであくまで主権国家・国民的政府を代表するアクターとして認識されてきた政治的アクター、特に政治指導者の行動が、別のコンテクストをもって見える可能性がある。

近年の際だった事例を引照しよう。1999年のイギリスのブレア/ドイツのシュレーダー両首相連名の「ヨーロッパ——第三の道/新中道」宣言は、両国の中道左派政権共同の国内政策綱領であるのみならず、英独首脳を震源地としてヨーロッパの社会民主主義全体を刷新・再組織化する政治的新機軸と位置づけられていた。「ヨーロッパにおける政治的ベンチマーキング」と題された第五章は、「この宣言の目的は、モダナイゼーションへの推進力を与えることである。われわれはこの歴史的な刷新の機会が過ぎ去らぬよう、ヨーロッパの全社会民主主義者を招くものである」と述べている。そのための作業として次のことが提言されていた。「・まず、側近スタッフの綿密な接触に支えられた大臣級の会合を重ねる。・それぞれの国民的文脈でわれわれと共に社会民主主義のモダナイゼーションを推進しようとする他のヨーロッパ諸国の政治指導者との討論を求めていく。・専門家、洞察力ある思想家、政治的フォーラム、討論集会のネットワークを確立する。それによって新中道と第三の道の概念を深め永続的にさらに発展させる。」（Blair and Schröder 1999）この文書は、ブレアとシュレーダーのそれぞれの有名なスピンドクター、マンデルソンとホームバッハの起草になるものだといわれるが、このような「ヨーロッパ社民」戦略の企てにはどのような展開過程があり、そしてどのような有効性があったのだろうか。

この問題に入る前に、準備作業としてマルチ・レベル化した欧州の党派政治を構成する複数の次元について、次節で簡単に扱っておきたい。

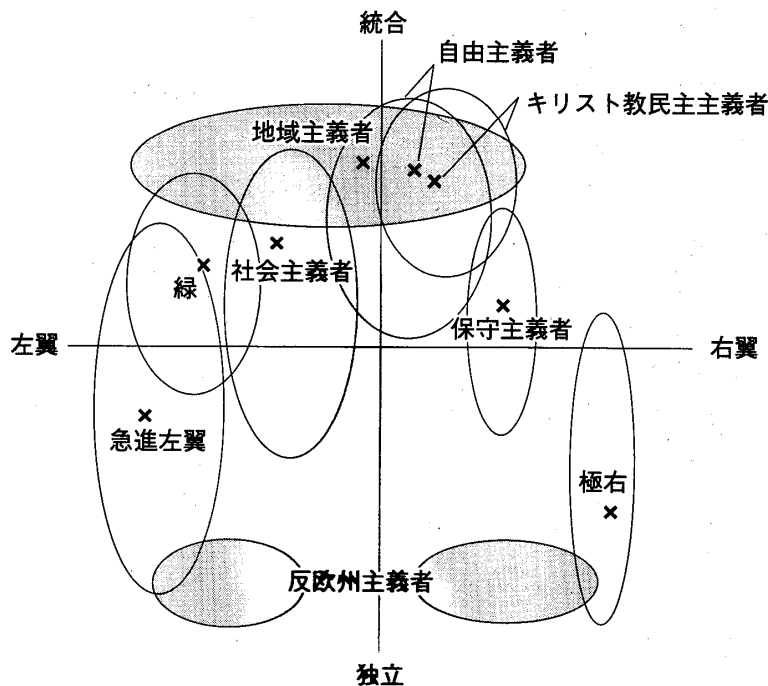
II. ヨーロッパ党派政治空間の諸次元

欧州統合空間のなかで党派性がどこに表出されるのか、ということは自明ではない。国内民主主義においては、亀裂・党派を代表することは第一に政党の役割と位置づけられる。だがマルチ・レベルの政治空間においては、議院内閣制の議会・内閣のように主権の集約される「代表」の場が存在するわけではない。そこでは少なくとも次の四つの異なるアリーナにおいて党派政治の空間が存在しうると考えられる。

- ①国内政治 ②欧州議会・欧州政党 ③欧州官僚機構 ④トランスナショナルな利益団体・社会運動 ⑤欧州政治指導者集団

①の国内政治には、加盟国（さらには地域）の数だけ国内的な文脈が存在するわけだが、EU 研究の党派政治アプローチの主な論者達は、リプセット＝ロッキンがナショナルな政治発展において見出した亀裂構造（cleavage structure）が、欧州統合の次元を組み込んで発達するという仮説に立っている。すなわち、欧州統合段階の対立軸は、領域的（territorial）な次元と、左－右対立に集約される非領域的（non-territorial）な次元の二つから構成される、と考えているのである。

図1 欧州政治空間における政党ファミリー



出所 Hix 1999, p. 79, Figure 4.

図1は、そのような観点からヒックスが今日的ヨーロッパの政党ファミリーを配置したものである。さらにホーへとマークスは、従来の政党対立軸が「欧州」争点とある程度連動してきていると観察している。EU加盟国諸政党のEU統合に対する積極姿勢を指標化すると、社会民主主義政党 [5.73]、自由主義政党 [5.46]、キリスト教民主主義政党 [5.55]、保守主義政党 [5.70] となっている。だがこの程度の平均値の違いは党派的分化を有意に示しているとは言い難いだろう。むしろキリスト教民主主義の中でも社会的カトリックが [6.44]、プロテスタントが [2.89] と極端に違い、また新しい加盟国の社民政党が1984-88年の [4.00] から1992-96年に [6.14] と一転して積極化しているように、今のところ欧州共通の党派ファミリーよりも個別的な社会的・時期的文脈による分化が目立つ (Hooghe and Marks 2001: 172-182)。

②の欧州議会・欧州政党については、欧州議会の直接選挙導入直後のライフとシュミットの研究による各国民国家の「二義的な選挙」という評価が決定的な認識となって、その存在意義については控えめな評価がなされてきた (Reif and Schmitt 1980)。しかし「民主主義の赤字」論が浮上し、単一欧州議定書、マーストリヒト条約による協力手続き・共同決定手続きによって欧州議会が漸進的に強化されるにしたがい、ツェーベリスのように「(条件付)アジェンダ設定者」として欧州議会の制度的パワーを高く見る研究も現れた (Tsebelis 1994)。しかし制度としての欧州議会と、政治社会学的な「政党」の発達とは同じではない。欧州政党の研究は、「それが政党であるか」、つまり(各国選挙で議員が選出される)欧州議会の政治グループ、そして(各国政党の連合体として出発した)トランスナショナル政党組織が独立した政党としての結束性・主体性をもっているか、という点の検証からなされなければならなかった (小川 1999)。そして近年の研究によれば、欧州社会党 PES、欧州人民党 EPP を「二大政党」とする欧州議会の党派は、従来の通念以上に結束を有しているという (Kreppel 2002)。

しかし①あるいは②の研究傾向にみられる「政党システムのヨーロッパ化」という発展観に対して、政党・選挙研究の第一人者であるメイアは、欧州統合が政党システムに及ぼすインパクトは限られている、と反論する。メイアの論点の一つには、行政府を選挙で選出する立憲化(大統領制型であれ議院内閣制型であれ)がなされない限りは、国内政党システムと連動する欧州政党システムには発展しにくいということである。そしてもう一つの根本的な論点は、有権者からEU政策決定へのアクセスには、欧州議会を通じたチャンネルだけではなく、国民国家の議会・政府、閣僚理事会を通じたチャンネルがあるということである。「拡大」や「憲法」に関するキー・イシューについては依然後者のチャンネルが優越する。欧州議会はEUの日常的な政策決定において権限を強めたが、ナショナルな政党政治には必ずしも反映されない (Mair 2000: 38-45)。2つのチャンネルは並行した

まま、というのである。そこで本稿の関心では、政府間政治それ自体に党派政治は存在するのか、という次元をも問うであろう。

③の欧州官僚機構については、ホーヘ (Hooghe 2000) によって欧州委員会官僚の党派性の研究がなされている (アンケート調査の重回帰分析)。それによれば、欧州委員会官僚が左派的な「ヨーロッパ・レベルで規制される資本主義」を志向しているかどうかは、政党アイデンティフィケーション、あるいは左翼-右翼の位置によって説明される部分が大いという。ただし、党派性をもつ官僚 (61人/総数105人) ともたない官僚 (44人/105人) では大きな違いがあり、またそれぞれの党派の旧世代と新世代では態度が異なるという。特に、若い世代のキリスト教民主主義者は、旧世代より規制を嫌うようになっている (Hooghe 2000)。しかし党派的アイデンティフィケーションにもとづくにせよ、そうでないにせよ、官僚機構主導のテクノクラティックな政策形成は、政治的紛争の生じた段階で障害につきあたる。法的解釈の技術と非政治化 depoliticization によって円滑に決定をもたらそうとするテクノクラティックな手法——時には「トロイの木馬」といわれる——の成果と限界については、社会政策や税制についてのガイヤーやラデッリの事例分析がある (Geyer 2000; Radaelli 1999)。

④のトランスナショナルな団体については、社会運動やロビイングのヨーロッパ化という観察がなされている。しかし EU/ヨーロッパがイシューとなった紛争は確実に増大しているのに対し、必ずしもすべての領域でトランスナショナルな運動・団体が有効に機能しているわけではない。むしろ多くの集団が依然国内的リソース、アリーナに訴えている (Imig and Tarrow 2001)。なぜだろうか。

シュミッターとシュトレークは、「消極的統合」の先行するヨーロッパ単一市場では国民国家の (ネオ) コーポラティズムのように労使パートナーシップが制度化されることはないと早くから予想してきた。 (Streeck and Schmitter 1991; Streeck 1995)。またローズは、EU の「社会的次元」が「法的」アプローチと「団体的」アプローチを両輪にすることの困難性を指摘する。1970年代以降 EU は、一方で単一議定書 118条 a, 100条 a のような立法的な柱、他方で「社会的対話」、欧州労働協議会のような団体間合意の柱を組み合わせてきた。しかし、欧州各国の労使関係の伝統は多様であり、労働市場の外部と内部、法と合意のいずれによってルールを設けるかについて相互に一致しない。ドイツ、オランダ、ベルギー、デンマークのような北欧州グループは、労使関係・社会政策を規制する外部的ルールによってフレキシビリティを制限しているが、内部的に積極的労働市場調整、技術革新と技能・教育を重視する組織によって適応性を確保してきた。イギリス、アイルランドのアンソロサクソン型グループでは解雇や雇用契約に関する法的規制が少なく外部的フレキシビリティは高いが、敵対的労使関係や非技能志向の伝統ゆえに賃金コスト低減

に依存しがちである。フランスを含む南欧州グループは多くの法的な規制を課しているが、内部的なフレキシビリティが高いとはいえない。そのため規制の下にある正規労働者と不安定な期限付雇用の（若年）労働者との間の二重構造がみられる。さらに、労使関係の制度化が進んだ北欧州グループの中でも、スカンジナビア諸国は法的規制ではなく主に労使団体の自発的契約関係によっている。この点においては、アングロサクソン型諸国と通底するところがあり、立法化・司法化に重点をおくローマ的・ゲルマン的の法伝統とは一致しない。イギリスやデンマークが（別の主張ながら）EUの社会・労働政策の法化においてアウトサイダーになりやすい所以である（Rhodes 1995）。

もちろん今日のグローバル市場競争において、もはや各国が伝統的パターンにとどまっていることは難しく、脱コーポラティズム化、流動化が進行している。しかし他方では社会・労働規制や労使対話の再構築の契機もみられるのであり、移行期の選択肢については欧州レベルか各国レベルか、法制化か、自発性か、団体間協定かを含め、政治的なバーゲニングの余地が——政治的言説上——残っている。

⑤の欧州の政治指導者集団は、従来はイギリスのサッチャー、ドイツのコール、フランスのミッテラン、というように、どちらかといえば政府間主義の観点から欧州統合の政治過程を描く際に取り上げられてきた次元である。その際、国際バーゲニング場裡において表される指導者の選好イコールその国の「国益」として描かれる。しかし、彼らはまた（国内）政党党派のリーダーでもある。前者の国家リーダーとしての立場は、後者の党派の立場と間接的に——すなわち「2レベル・ゲーム」として——結びついているのか、あるいはより直接的に結びついているのか。それは、党派の立場を表出する行動が国際的／欧州政治空間において、実効的な意味をもつかどうかにかかってこよう。

ヒックスが執筆した欧州社会党 PES 通史には、「早くも1980年には、ECの社会主義政党は50年代、60年代の「社会民主主義的コンセンサス」が終わりを告げたことを悟っていた。しかし危機克服のための政党間およびEC構造におけるヨーロッパ・レベルの協力の重要性を理解する者は少なかった」と書かれている（Hix 1996/2000: 16）。この通史はややレトロスペクティブに、欧州社民政党の政策協調の努力と成果を描いている。だが、（福祉国家・コーポラティズムに依拠する）社会民主主義にとっても、（主権・ナショナリズムに棹さす）保守主義にとっても、ナショナルなレベルから欧州レベルへ政策のアリーナを移すことは、必ずしも自然な（あるいは容易な）選択とは限らない。社会政策に関する左-右対立軸と欧州統合とナショナルな政策のどちらを重視するかをめぐっては、表1のような立場の選択肢がありうる。

サッチャー時代のイギリス保守党政権は、典型的な2の立場に立っていた。「ヨーロッパ化」をタブー視しない労働党ブレア政権は、それを一気に3の立場に転換したのだから

表1 EU レベルの社会政策に対する多様な立場

	社会政策への高い評価	社会政策への低い評価
EU 社会政策は発展しない	1. 伝統的・国民的な左派, 国民国家的コーポラティズ ム主義者	2. 自由市場志向の保守主義者 「EU 懐疑派」
EU 社会政策は発展する	3. モダナイズ左派・EU 志向 の社会主義者・社会民主 主義者	4. 自由市場志向の保守主義者 「EU 信奉派」

出所 Geyer 2000, p. 49.

か。そしてそれによって、欧州社民全体として3の立場を確立したのだろうか。

III. ニューレイバーのヨーロッパ戦略

1980年代末から、ドロール欧州委員会は域内市場と並行して、「社会的次元」(the Social Dimension)を創出しようとした。その具体化の指針となる「社会憲章」(the Social Charter)は、欧州議会、経済社会委員会、欧州労連 ETUC の支持を受け、1989年末のストラスブール欧州理事会に提案された。それは(11対1の特定多数決で)「厳粛な宣言」とされるに終わったが、「社会行動計画」(the Social Action Programme)による実施プロセスに入った。欧州委員会は、単一議定書118条aによって、多くの社会政策指令を特定多数決で決定しようと主張したが、イギリス保守党政権と欧州産業・経営者団体連合 UNICE はこの解釈に強く反対した。

マーストリヒト条約では「社会(政策)議定書」が付帯され、保健安全・労働条件等に関する特定多数決化が実現し、労使間の「社会的対話」が強調された。このような社会政策部門における顕著な進展の一方で、イギリスには特定多数決による社会政策決定からの「オプト・アウト」が与えられた。国民投票で条約批准を一旦否決したデンマークも、エディンバラ合意で安保外交、市民権、単一通貨に関する「オプト・アウト」を勝ち取った。こうして、欧州連合体制は表1の1や2の立場を内包して出発したのである。

しかしその後、1997年にイギリスではニューレイバーが歴史的勝利で政権を奪還した。イギリス総選挙の一ヶ月後、欧州の社民・労働政党はスウェーデンのマルメで会議を開催した。この時期 EU 諸国はアムステルダム理事会における欧州連合条約の改訂を間近に控えていたが、ブレアは新条約において「社会議定書」の編入と雇用関連の章を受け入れるという、イギリスの政策転換を表明した。だがブレアは同時に、ヨーロッパの競争力が阻害され、雇用創出策がかえって負の結果をもたらすような市場介入的政策は受け入れられない、と主張した。

同じ年の春フランスの総選挙で勝利した社会党のジョスパンは、より伝統的な社会民主主義者の顔をもっていた。ジョスパンは、労働のフレキシビリティと規制緩和、教育、職業訓練に議論を集中するブレアと対照的に、より「ケインジアン」的な経済政策・税制・賃金の協調、また雇用創出のための EU の財政的コミットメントを求めた。フランスはもともと厳格なマネタリズムに立つ「安定協定」案に一部抵抗していたが、新首相ジョスパンは成長・雇用の強調とともに、欧州中央銀行を牽制する、政治的なユーロ圏経済会議を改めて提唱した。しかしそれは従来の経済財政理事会 ECOFIN との関係を混乱させるものと見られたばかりでなく、ドイツの少なからぬ警戒を招いた (Walsh 2000: 157-159)。

アムステルダム条約交渉では、財政積極主義や「経済政府」を求めるジョスパンの路線は実現しなかった。「社会議定書」は基本条約に編入されたが、社会政策の特定多数決化は従来以上には進まなかった。雇用関連章では各国の雇用政策の協調や雇用創出のための EU 財政の拡大は認められなかった。各国はそれぞれの行動計画にもとづく年間ガイドラインの設定を求められたが、それは自発的なものとされた。ただし雇用イシューは同年秋のルクセンブルク理事会においてフォローアップされることになった。

このような中で、労働力の「フレキシビリティ」を強調するブレアの「第三の道」路線はヨーロッパの社民にとって現実性の高い戦略と認識されていったと考えられる。1998 年前半はイギリスが議長国を務めた期間であり、「イギリスのヨーロッパ化」と表裏一体のものとして、「ヨーロッパの「第三の道」化」がより精力的に追求された。1999 年欧州議会選挙が近づくと、欧州社会党 PES の八人の副議長の中からイギリス外相クックが (フランスのナレと共に) 選挙マニフェストの主起草者に選ばれた。このことは、PES 内部におけるニューレイバーのリーダーシップへの期待の高まりを示している。それはこれまでの大陸社民と労働党のやや距離のある関係の中では見られなかった方向性であった。

けれども結果的に 1999 年の PES マニフェストは、どちらかといえば妥協途上の、具体性を欠く内容にとどまった。たとえば雇用促進手段として税制・福祉制度改革・起業促進というブレア的な要素を列挙した直後に、社会パートナー間の労働時間短縮の合意を含み得る、と書かれていた。また、「有害な税制競争を防ぐ政策協調」を唱えながら、積極的・拘束的な税制協調には触れられなかった (Pollack 2000: 282-283)。1999 年欧州議会選挙は、PES によって予想以上の大敗であった。

ブレアは政治指導者連合の機会を追い求めるなかで、大西洋を越えた「第三の道クラブ」を演出しようとした。ワシントン/クリントン政権とのフェイストゥフェイスの交流に招かれたのは、ドイツのシュレーダー、イタリアのダレーマ、オランダのコック、プロディ欧州委員長、といった面々である (Martin Walker, *The Guardian*, March 3,

1999). ブレアにとってはヨーロッパ化は大西洋主義のグローバル化と連続的に結びつくものであり、アメリカ的グローバル化に対する緩衝・統制の手段という意味は与えられなかった。

ブレアにとってヨーロッパの最も重要なパートナーとなる存在が、1998年総選挙で政権に着いたドイツのシュレーダーだった。しかし、シュレーダーの権力基盤はブレアの労働党に較べてとても一枚岩とは言えなかった。内閣は原発政策等について急進的な「緑の党」との連合であったばかりでなく、社会民主党内でリーダーシップを競い合うラフォンテーヌが伝統的左派の立場を防衛しようとしていた。

党首としての選挙勝利と財務大臣としての強力な権限に勢いづくラフォンテーヌは、低金利政策による需要・産業促進策を提案した。それは欧州中銀への政治的均衡力を唱えるジョスパンと通じる発想であった。しかしラフォンテーヌは欧州中銀、経済界、党内からの批判に晒され、EU内でも支持を獲得するにいたらなかった。欧州の「税制協調」も赤-緑連合にとって環境税等の進歩的な政策にかかわるものであったが、加盟国間の競争的な財政裁量に手をつけることはできなかった (Lankowski 2001: 90-94)。

1999年3月ラフォンテーヌは「チームワーク」を保とうとしないシュレーダーの政権運営を批判し、劇的な形で財相、党首、国会議員の辞職を表明した。ライヴァルであるホムバッハは、TVインタビューで「われわれは違った方向に移らなければならない。ゲアハルト・シュレーダーは違った優先順位をもつことになる。そのことは明らかである。」と地歩を有利に固めたことを示唆した。だが、「それはSPD内部の大きな紛争につながり、長期的には統治能力を失わせるのではないか」と左派の長老政治家フォン・ラルヒャーは予言した (Ian Traynor, *The Guardian*, March. 15, 1999)。政権を去ったラフォンテーヌが政権批判を込めた『心臓は左で打つ』*Das Herz schlägt links* の出版は、この年大きな反響を呼んだ。

ホムバッハ個人の個人的スキャンダルがあったことも一つの要因だが、政権の動揺の危機に接したシュレーダーはついに、ホムバッハを政権外に放出した (EUにおけるバルカン問題担当)。これによって内閣は三頭立てから一頭立てになった。その後シュレーダー自身が踏み切ったのは、「第三の道/新中道」のモダナイゼーション路線であった。1999年7月予算は経済改革に本格的に手をつけようとするものだった。しかし分権的・分派的なドイツ国内政治でシュレーダーは、ブレアと同じポピュラリティ、党内ヘゲモニーを確保することはできなかったのである。

IV. 欧州中道左派の凝集性の喪失

1999年に発足したプロディ新欧州委員会は、アメリカに伍する「ニューエコノミー」化路線を打ち出した。この方針においてイギリス労働党のキノックは有力な欧州委員であった。その意味で欧州委員会とブレアは国際的政策同盟関係に入ったともいえた。2000年春のリスボン欧州理事会は「世界で最も競争力がありダイナミックな知識基盤経済」を10年間で創り出すという経済戦略を宣言し、「ドットコム・サミット」と呼ばれた。ただし、イギリス側は欧州委員会に存する連邦主義的傾向には警戒的であった。

欧州が政治指導者によって指導される、ということがブレアにとっては重要であった。「拡大」に対応する機構改革が扱われた2000年12月のニース会議は、大国の指導者、特にイギリスのブレアにとっての相対的な「勝利」であった。加盟国が27~8に増加することは特定多数決における一国の影響力を低減させるが、大国のコントロールが大きくは損なわれない決着となった。イギリスは、23の重要政策分野における特定多数決決定への移行を受容したが、税制や社会保障にかかわる領域では拒否権を保持した（“Blair hails landmark EU deal,” *The Guardian*, December 11, 2000）。

リスボン理事会の経済戦略は翌年のストックホルム理事会に継続された。だが首脳会議の直前、欧州産業家円卓会議（the European Roundtable of Industrialists）が、経済改革プログラムが期待されたほど迅速に進捗していないことに不満を表明していた。ブレア政権はこの懸念を払拭しようと、ガス電力市場の完全自由化の期限を、欧州委員会提案である2005年よりも早い2003年に前倒しする希望を打ち出した。

イギリスの攻勢は特にフランスに向けられていた。エネルギー産業の自由化を達成した英独と対照的に、ジョスパン政権のエネルギー産業政策は国家的保護主義の牙城として映った。フランスは、郵政事業の自由化についてはイギリスの地方保護をむしろ批判できる立場にあった。しかしジョスパン政権は全体として組合と左翼の圧力を受けており、社会的連帯、アングロサクソン型経済グローバリズムへの抵抗の姿勢を保持していると見られていた。国内総選挙を数カ月後に控えたイギリス労働党にとって、実際にフランスに政策転換させることが容易ではないにしても、積極的対欧州攻勢を示すことは世論対策として決して意味のないことではなかった。ヘイグ党首の保守党はユーロ統合に対する不安を訴えて戦おうしていたからである（“French are Blair’s Summit Target” *The Guardian*, March 21, 2001; “Will Europe’s Third Way be the dot.com Way?,” *The Guardian*, March 22, 2000）。

イギリス労働党は、ジョスパンがイギリス総選挙直前の微妙な時期に行おうとしている、

ヨーロッパの将来構想に関する演説を延期ないしトーンダウンするよう非公式に圧力をかけたといわれる (Patrick Wintour, *The Guardian*, May 23, 2001). だが2001年5月28日、ジョスパンはシラクに大きく出遅れていた欧州将来構想演説を行った。ジョスパンの演説は、イギリス労働党が懸念するような超国家的統合路線を強く響かせるものではなく、むしろフランス特有の道を強調するものであった (L'Europe de Lionel Jospin, *Le Monde*, 29 Mai 2001).

ジョスパンの演説は、「ヨーロッパは市場以上のものである」という立場を改めて前面に出すものであり、ユーロ圏の「経済政府」(gouvernement économique)を求め、国際投資誘致のための「財政的ダンピング」の防止を強く求めた。当時、マークス&スペンサーなど大量一時解雇の事例が目立ってきていたが、労働市場関係についてジョスパンは、ヨーロッパ大の「社会的対話」の条件整備とともに、企業における被用者参加や解雇権、不安定労働防止を律する共通規範を求めた。それは「欧州社会協定」(traité social européen)と位置付けられるものであった。だが、税制の協調はイギリスの最も警戒する政策であった。さらに労使協議について指令による法的な規制を導入することは、イギリス、アイルランド、デンマークの政労使の忌避するところであった (第II節参照)。

ジョスパンはまた、アメリカ化としてのグローバル化への違和感を露骨に表した。「我々ヨーロッパ人には文化は商品ではない」と語り、文化的多様性を保持する政策を列挙した。国際関係におけるユニラテラリズムに対しては均衡要因としてのヨーロッパを強調し、ブッシュ政権のミサイル防衛政策に対する同盟諸国の足並みの揃った対応を求めた。これはブレアの親ワシントン路線に釘を刺すものであったことはいうまでもない。

EU 憲法イシューでは、ジョスパンは「国民国家の連邦」(fédération d'État-nation)という概念を唱えた。これはドイツの提唱する「連邦」構想とあえて異なったニュアンスを与えるものだった。いずれにせよ、ジョスパンについては、中道右派政権時代のバラデュールによる1994年の提案と比べても、(英)独仏枢軸、あるいはヨーロッパの「中核」を担う欧州指導者連合、というコミットメントが希薄であることは明らかである。バラデュールは、ドイツ CDU の「硬い核」案に呼応/対抗して、政策別にイギリスをも含みうる多重の基軸を描いて見せた (*Le Monde*, 30 November 1994)。

その後、労働力のフレキシビリティの増大と電力の自由化がアジェンダとなった2002年のバルセロナ理事会では、ふたたび英仏両中道左派政権の齟齬が際だった。

2002年はフランスで大統領選挙と国民議会選挙の行われる年であったが、ニューレイベアの指導部は、ジョスパンの選挙キャンペーンに苛立ちを感じていたことが伺われる。労働党系のシンクタンクの代表とともに世論調査専門家であるグールドという人物がパリを訪れ、キャンペーンに参画しようとしたが果たせなかった。グールドの分析は、「イギ

リス労働党のわれわれは徹底的にモダナイズしたゆえに、犯罪に厳しくと言うことや、愛国主義を語ることを恐れない。ヨーロッパの左派政党には、恐れているものが多すぎる。それは彼らがモダナイズしていないからだ」というものであった。(Patrick Wintour, *The Guardian*, March 24, 2002) 5月の大統領選挙でジョスパンは決選投票への進出を国民戦線のルペンに譲る惨敗を期した。国民戦線は外国人に対する不寛容とともに、主権防衛・欧州統合への警戒をセンセーショナルに掲げた右翼政党であった。

「第三の道」の生みの親の一人マンデルソンはシンクタンク、ポリシー・ネットワークのパフレットで「あまりに多くのヨーロッパの社会主義者がニューレイバーを誤解している」と慨嘆した。彼はヨーロッパ社会民主主義勢力の連携を改めて訴えた。「そうした憂慮に対しては、ヨーロッパの経済改革論者の目的はネオリベラル的でもアングロサクソンのでもないということをお納得させる必要がある。また、トニー・ブレアが主唱した第三の道が異質なサッチャー主義に連なるものではなく、むしろ経済的ダイナミズムと社会的包摂を合わせた大陸的社会民主主義のモダナイゼーションのための純粋なプロジェクトであるということをお」(Mandelson 2001)。

ニューレイバーの指導部によれば、自分たちが宣べ伝える「第三の道」を徹底して受け入れなかったことが、ヨーロッパ社民の衰退を招いているということになる。しかし、イギリス左派陣営でもブレアに対する異議申し立てが浮上する。バルセロナ理事会の行われた2002年3月、イギリス労働組合会議(TUC)事務局長モンクはタイムズ紙のインタビューで、ブレアの労働者権利政策・雇用政策は多くのヨーロッパのキリスト教民主主義政党よりも「右」である、として真っ向から首相を批判した。モンクは自らが「強力なヨーロッパ社会民主主義者」であり、前月共同声明を行ったイタリアのベルルスコーニとブレアの路線はアメリカ・モデルであるとして相違を強調した。ヨーロッパのメディアでは、ブレア、スペインのアスナル、ベルルスコーニの三首相の頭文字を並べて「BAB 枢軸」と呼ぶ向きがあった。そうであるとすれば、ブレアはもはや「中道左派」のリーダーではなく、事実上「中道右派」の同盟者ということになる。

モンクは、「社会的次元」が並行して実現するものでなければ、彼らがイギリスの労働者にユーロを売り込むことは至難の業となろう」と述べた。それは国民投票によるユーロ導入を目指すブレアの戦略にとって脅威となる発言であった。労組 GMB は、公共サービス改革に抗議して、この会期労働党への拠出を約200万ポンド削減していた。("TUC chief rebukes Blair over links with the Right," *The Times*, March 15.)

労組指導者からの「右傾化」批判に対し、ブレアは「私はその政党が何であろうと、世界中の指導者と協働する」と応酬した。(Ian Black *The Guardian*, March 16, 2002) ブレアはドイツのシュレーダー、スウェーデンのパーション、オランダのコックを引き続き中道

左派の同盟相手として挙げる事ができた。しかしまもなくオランダでは、総選挙の結果右派連合に政権が交代することが決定した。こうしてブレアからはヨーロッパ社民／中道左派の求心力となる可能性が奪われていったのである。

V. 理論的考察

以上の展開からは、結局党派政治アプローチよりも政府間主義の観察が優越する、という解釈に帰着するしかないのだろうか。本稿の結論は必ずしもそうではない。

メリアは、欧州レベルの決定が党派政治から隔離されている傾向を、危険な不整合 (incongruity) と見ている。欧州議会選挙では EU の将来像 이슈が議論されるが、実際には政府間交渉に左右される。他方、国内党派間で争われる政策の選択が実際は EU レベルで制約されている。「政党指導者層——そして彼らが一部をなす政党システムは、ヨーロッパ化の直接の衝撃から自らを守ったかもしれない。にもかかわらず、そうすることによって彼らはその職業 (calling) の正統性を掘り崩す危険を冒したかもしれないのだ」(Mair 2000: 48-49)。

ところが、国民国家レベルからヨーロッパ・レベルまで横断する党派政治空間が成立するならば、メリアの懸念は解消される可能性がある。そのような意味で、党派政治アプローチには、マルチ・レベルの政治学としての意義を依然として期待できるのではないだろうか。

しかし現実にはヨーロッパ・レベルの党派政治の構築が容易に成功しない。その理由を知るため、言説構成 (discursive construction) 分析を参照しよう。国家や政治的アクターにとって、グローバル化あるいは欧州統合は一つの客観的現実としてあるだけではない。それはしばしば言説、さらにはレトリックの上で存在するものとなる。

したがってグローバル化には、様々な構成のされ方がある。それは不可避 (交渉不能) のプロセスととらえられる場合もあれば、防衛や抵抗の余地がある不確定のプロセスととらえられる場合もある。また、その結果が望ましいとされる場合もあれば、否定的にとら

表2 グローバル化の諸言説

	肯定的結果を予想	否定的結果を予想
不可避の／容赦ないプロセス (交渉不能)	1. 外的な経済的制約としての グローバル化	2. 均一化の脅威としてのグロ ーバル化
反対傾向が動員されうる不確定な プロセス／傾向	3. 防衛されるべき政治的プロ ジェクトとしてのグローバ ル化	4. 抵抗を与えなければならぬ 政治的プロジェクトとして のグローバル化

出所 Hay and Rosamond 2000, p. 152, Table 1.

えられる場合もある。

表2の2の立場は、例えばフランスの農民運動家ボヴェのような反グローバル化の直接行動主義に見られる。ヨーロッパにおけるジョスパン政権の立場は4を含んでいる。ただしフランスではEUがグローバル化を「コントロール」しうる条件とされるが、イタリアの文脈ではEU/EMUそのものが「至上命令」として語られる。そして、ブレアの路線は時としてグローバル化の不可避性を強調し(1)、また他者に変革を促すため積極的加速(3)を訴える。しかしこのことが、ブレアの立場を「分かりにくく」、両義的に見せている。

このように見るとき、グローバル化・欧州統合の現実のもつ価値(創出/剝奪)の認識/言説と、それに対する変更可能性の認識/言説のそれぞれのレベルで各国政治指導者間のズレが生じていることが分かる。ニューレイバーはそれを「誤解」だというのが、何が政策的に選択可能なのかを同じ地平で競うことにも障害がある。ヨーロッパ・レベルの党派政治空間の構築は、「正しい」政策選択だけではなく、認識/言説の整合の可能性にかかっている。

参考文献

- Blair, Tony and Gerhard Schröder. 1999, *Europe: The Third Way/ Die Neue Mitte*. Reprinted in Bodo Hombach, *The Politics of the New Centre*. Cambridge: Polity Press, 2000, Appendix.
- Geyer, Robert R. 2000, *Exploring European Social Policy*, Cambridge: Polity Press.
- Hix, Simon. 1995/2000, *A History of the PES 1957-1994*. Party of European Socialists (online: www.eurosocialists.org).
- 1999, “Dimensions and Alignments in European Union Politics: Cognitive Constraints and Partisan Responses,” *European Journal of Political Research* 35:69-106.
- Hay, Colin and Ben Rosamond. 2002, “Globalization, European Integration and the Discursive Construction of Economic Imperatives,” *Journal of European Public Policy* 9(2): 147-167.
- Hooghe, Liesbet. 2000, “Euro-Socialists or Euro-Marketeters?: EU Top Officials on Capitalism,” *The Journal of Politics* 62: 430-454.
- and Gary Marks. 2001, *Multi-Level Governance and European Integration*. Lanham: Rowman & Littlefield.
- Imig, Doug and Sidnew Tarrow. 2001, *Contentious Europeans: Protest and Politics in an Emerging Polity*, Lanham: Rowman and Littlefield.
- Kreppel, Amie. 2002, *The European Parliament and Supranational Party System: A Study in Institutional Development*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Lankowski, Carl. 2001, “Germany: A Major Player,” In Eleanor E. Zeff and Ellen B. Pirro (eds.), *The European Union and the Member States: Cooperation, Coordination, and Compromise*, Boulder: Lynne Rienner.
- McNamara, Kathleen et. al. 1998. “Integrating Left and Right: Studying EU Politics,” *ECSA Review* XI(3): 2-6.
- Mair, Peter. 2000, “The Limited Impact of Europe on National Party Systems,” *West European Politics* 23(4):

27-51.

- Mandelson, Peter. 2001, *Pro-Europe, Pro-Reform: A Progressive Vision for the EU*, A Pamphlet for the Policy Network (online: www.policy-network.org).
- Pollack, Mark A. 2000, "Blairism in Brussels," In Maria Green Cowles and Michael Smith (eds.), *The State of the European Union: Risks, Reform, Resistance, and Revival*, Vol. 5, Oxford: Oxford University Press, 266-291.
- Reif, Karlheinz and Hermann Schmitt. 1980, "Nine Second Order National Elections: A Conceptual Framework for the Analysis of European Election Results," *European Journal of Political Research* 8(1): 1-44.
- Radaelli, Claudio M. 1999, *Technocracy in the European Union*. London: Longman.
- Rhodes, Martin. 1995. "A Regulatory Conundrum: Industrial Relations and the Social Dimension," In Stephan Leibfried and Paul Pierson (eds.), *European Social Policy: Between Fragmentation and Integration*. Washington, D. C.: The Brookings Institution.
- Streeck, Wolfgang. 1995, "From Market Making to State Building?: Reflections on the Political Economy of European Social Policy," In Leibfried and Paul Pierson, *European Social Policy*.
- and Schmitter, Philippe C. 1991, "From National Corporatism to Transnational Pluralism: organized Interests in the Single European Market," *Policy & Politics* 19(2):133-164.
- Tsebelis, George. 1994, "The Power of the European Parliament as Conditional Agenda-Setter," *American Political Science Review* no. 88:128-142.
- Walsh, James I. 2000, *European Monetary Integration & Domestic Politics: Britain, France, and Italy*. Boulder: Lynne Rienner.
- 小川 有美. 1999. 「ヨーロッパ民主主義」小川他『EU 諸国』自由国民社.